

【児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画(案)について】

資料2-1

1. 保育所整備計画(へき地保育所含む)

※平成30年度を目途に園舎の耐震化整備の完了を目指す。鉄筋コンクリート造は耐震補強、木造は改築整備を基本とする。

●平成26年度末までの状況

	対象施設数	耐震施設数				耐震化率	
		東部	西部	南部	北部		
公立	27	22	5	7	8	2	81.5%
私立	59	34	13	18	3	0	57.6%
計	86	56	18	25	11	2	65.1%

※平成27年3月末廃園予定の公立保育所1施設を除く

●経過及び方針

- 公立保育所
 - ・建築基準法改正(S56.6.1)前のRC造は耐震診断を実施のうえ、耐震基準を満たさない施設の耐震補強工事を完了。
 - ・老朽木造施設は、改築工事によって耐震化を図る。
- 私立保育所
 - ・建築基準法改正(S56.6.1)前のRC造12施設について、平成24年度は5施設、25年度は4施設、26年度は3施設の耐震診断を実施のうえ、耐震基準を満たさない施設は、法人等と協議をして、翌年度に補強工事を実施する。
 - ・老朽木造施設は、法人等と協議のうえ、公立と同様に改築工事によって耐震化を図る。

●平成27年度以降の整備計画(耐震化計画)

※耐震化工事：改築もしくは耐震補強工事による耐震性の確保

		実施・計画数				内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
		東部	西部	南部	北部					
27年度	公立	0	0	0	0	0	22	81.5%	27	
	私立	15	6	9	0	0	49	79.0%	62	3施設 認可見込(対象施設+3)
	計	15	6	9	0	0	71	79.8%	89	
28年度	公立	2	1	1	0	0	24	88.9%	27	
	私立	5	1	1	3	0	52	86.7%	60	幼保連携型認定こども園へ2施設移行見込(対象施設▲2)
	計	7	2	2	3	0	76	87.4%	87	
29年度	公立	1	1	0	0	0	25	92.6%	27	
	私立	4	1	1	2	0	56	93.3%	60	
	計	5	2	1	2	0	81	93.1%	87	
30年度	公立	2	2	0	0	0	27	100.0%	27	
	私立	4	1	1	2	0	60	100.0%	60	
	計	6	3	1	2	0	87	100.0%	87	
31年度	公立	0	0	0	0	0	27	100.0%	27	
	私立	0	0	0	0	0	60	100.0%	60	
	計	0	0	0	0	0	87	100.0%	87	

2. 幼保連携型認定こども園整備計画

●平成26年度末までの状況

	対象施設数	耐震施設数				耐震化率
		東部	西部	南部	北部	
公立	0	0	0	0	0	—
私立	0	0	0	0	0	—
計	0	0	0	0	0	—

●方針

法人等と連携・協議をしながら、原則として、平成30年度を目途に、園舎の耐震化整備の完了を目指す。

●平成27年度以降の整備計画(耐震化計画)

		実施・計画数				内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
		東部	西部	南部	北部					
27年度	公立	0	0	0	0		0	—	0	
	私立	2	2	0	0	新規認可見込2施設 ・幼稚園からの移行見込 1施設 ・幼稚園型認定こども園から移行見込 1施設	2	100.0%	2	2施設 認可見込(対象施設+2)
	計	2	2	0	0		2	100.0%	2	
28年度	公立	0	0	0	0		0	—	0	
	私立	4	1	3	0	新規認可見込4施設 ・保育所からの移行見込 2施設 ・幼稚園からの移行見込 2施設	6	100.0%	6	4施設 認可見込(対象施設+4)
	計	4	1	3	0		6	100.0%	6	
29年度	公立	0	0	0	0		0	—	0	
	私立	0	0	0	0		6	100.0%	6	
	計	0	0	0	0		6	100.0%	6	
30年度	公立	0	0	0	0		0	—	0	
	私立	0	0	0	0		6	100.0%	6	
	計	0	0	0	0		6	100.0%	6	
31年度	公立	0	0	0	0		0	—	0	
	私立	0	0	0	0		6	100.0%	6	
	計	0	0	0	0		6	100.0%	6	

【保育所，幼保連携型認定こども園以外の施設及び事業の整備見込について】

※保育所，幼保連携型認定こども園以外の施設及び事業については，児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画の対象外

1. 幼稚園整備見込（幼稚園型認定こども園含む）

●平成26年度末までの状況

	対象施設数	耐震施設数	耐震化率
国立	1	1	100.0%
公立	1	1	100.0%
私立	20	15	75.0%
計	22	17	77.3%

●今後の方向性

現行では，幼稚園の施設整備は県の補助制度である。新制度の補助制度は未定だが，原則，平成30年度を目途に，園舎の耐震化整備の完了を目指して，県及び法人等と連携・協議をしながら，整備を進めていく。

●平成27年度以降の整備見込

		実施・見込数	内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
27年度	国立	0		1	100.0%	1	
	公立	0		1	100.0%	1	
	私立	4	耐震化工事4施設	17	94.4%	18	幼保連携型認定こども園へ2施設移行見込 (対象施設▲2)
	計	4		19	95.0%	20	
28年度	国立	0		1	100.0%	1	
	公立	0		1	100.0%	1	
	私立	0		15	93.8%	16	幼保連携型認定こども園へ2施設移行見込 (対象施設▲2)
	計	0		17	94.4%	18	
29年度	国立	0		1	100.0%	1	
	公立	0		1	100.0%	1	
	私立	0		15	93.8%	16	
	計	0		17	94.4%	18	
30年度	国立	0		1	100.0%	1	
	公立	0		1	100.0%	1	
	私立	0		15	93.8%	16	
	計	0		17	94.4%	18	
31年度	国立	0		1	100.0%	1	
	公立	0		1	100.0%	1	
	私立	0		15	93.8%	16	
	計	0		17	94.4%	18	

耐震化工事1施設について，法人等と協議

※平成30年度の園舎の耐震化整備の完了(耐震化率100%)を目指す

2. 保育所型認定こども園の整備見込

●平成26年度末までの状況

	対象施設数	対象施設数	耐震化率
公立	0	0	—
私立	0	0	—
計	0	0	—

●今後の方向性

現行では施設整備の補助制度がなく、今後の補助制度も未定だが、原則として、平成30年度を目途に、園舎の耐震化整備の方向で法人等と協議して整備を進めていく。

●平成27年度の整備見込

		実施・見込数	内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
27年度	公立	0		0	—	0	
	私立	4	新規認可見込5施設中4施設が耐震化済	4	80.0%	5	5施設 認可見込(対象施設+5)
	計	4		4	80.0%	5	

3. 地方裁量型認定こども園の整備見込

●平成26年度末までの状況

	対象施設数	耐震施設数	耐震化率
公立	0	0	—
私立	5	4	80.0%
計	5	4	80.0%

●今後の方向性

現行では施設整備の補助制度がなく、今後の補助制度も未定だが、原則として、平成30年度を目途に、園舎の耐震化整備の方向で法人等と協議して整備を進めていく。

●平成27年度の整備見込

		実施・見込数	内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
27年度	公立	0		0	—	0	
	私立	1	新規認可見込1施設	2	100.0%	2	1施設 認可見込(対象施設+1) 保育所型認定こども園へ4施設移行見込 (対象施設▲4)
	計	1		2	100.0%	2	

4. 小規模保育施設の整備見込

●平成26年度末までの状況(H26小規模保育施設は認可外のため除く) ●今後の方向性

	対象施設数	耐震施設数	耐震化率
公立	0	0	—
私立	0	0	—
計	0	0	—

原則として、平成30年度を目途に、園舎の耐震化整備の方向で法人等と協議して整備を進めていく。

●平成27年度の整備見込

		実施・見込数	内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
27年度	公立	0		0	—	0	
	私立	6	新規認可見込6施設	6	100.0%	6	6施設 認可見込(対象施設+6)
	計	6		6	100.0%	6	

【児童福祉法（平成二十四年八月二十二日法律第六十七号） 抜粋】

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

2 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。